

東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスに 関する入札等について

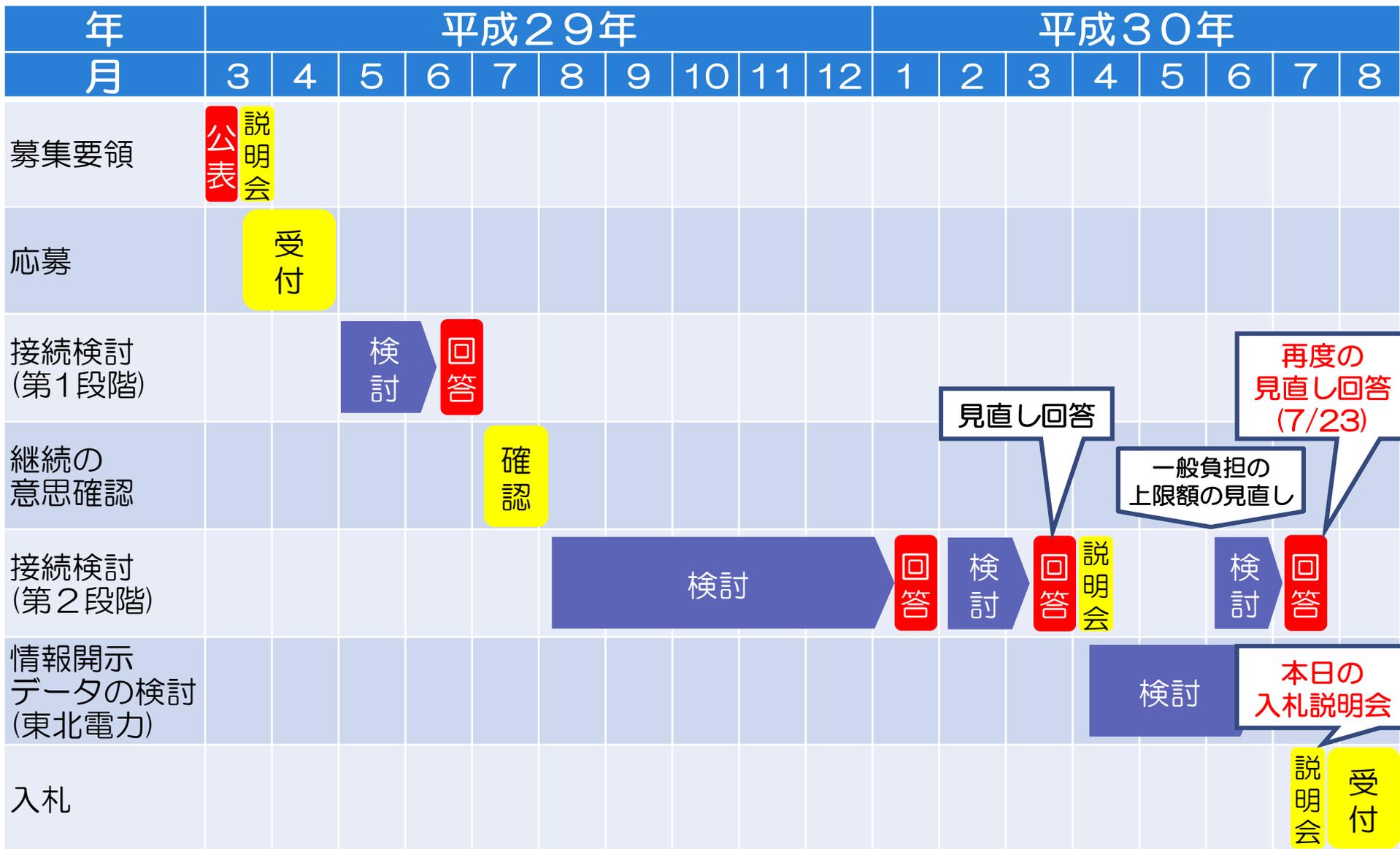
【説明会資料】

平成30年7月

電力広域的運営推進機関

項目	ページ
1. 本プロセスのスケジュール（実績）	2
2. 本説明会の位置づけ	3
3. 接続検討（第2段階）の再度の見直し回答について	4
4. 入札	7
5. 開札及び優先系統連系希望者の決定	27
【通知内容】新たな入札スキームを踏まえた優先系統連系希望者の決定方法について	
6. 今回通知文書の内容	29
7. 新たな入札スキーム導入後の基本的な進め方	31
8. ケーススタディ	33
9. 新たな入札スキーム導入後の基本的な進め方（まとめ）	42
10. 熟度基準に適合することを証明する書面について	43
11. 今後のスケジュール	45
その他	46
質疑・応答	

1. 本プロセスのスケジュール（実績）



2. 本説明会の位置づけ

- 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 系統ワーキンググループ（以下「系統WG」といいます）において、東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス（以下「本プロセス」といいます）に政策上の必要性を踏まえた新たな入札スキーム（熟度基準枠及び3電源優先枠を設定）を導入する方針が決定されました。

- また、本プロセスに関する応募申込み（接続検討申込み）に対して、平成30年6月6日に決定した「一般負担の上限額の見直し」を反映した平成30年7月23日付「接続検討（第2段階）回答書：再度の見直し版」を回答するとともに、上記の新たな入札スキームを踏まえて、「東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスの入札等のご案内について」（以下「入札等のご案内」といいます）のお知らせをいたしました。

- 本説明会では、本プロセスにおいて導入する新たな入札スキームを含めた入札に関する内容について、ご説明させていただきます。

3. 接続検討（第2段階）の再度の見直し回答について

- 「一般負担の上限額の見直し」施行時点で、本プロセスは優先系統連系希望者決定前であるため、一般負担の上限額が一律4.1万円/kWとなりますが、バイオマス（専焼）、地熱案件については、見直し施行時点で本プロセスに応募されている案件に該当するため、見直し前の一般負担の上限額が適用されます。
- 撤去工事を伴う増強工事費については、今回の再度の見直し回答に併せて、想定される撤去資材の残存価格を反映しております。

電源種別	一般負担の上限額 ※1	
	見直し前	見直し後
バイオマス（専焼）※2	4.9万円/kW	4.9万円/kW
地熱	4.7万円/kW	4.7万円/kW
バイオマス（石炭混焼）	4.1万円/kW	4.1万円/kW
バイオマス（LNG混焼）	4.1万円/kW	4.1万円/kW
原子力	4.1万円/kW	4.1万円/kW
石炭火力	4.1万円/kW	4.1万円/kW
LNG火力	4.1万円/kW	4.1万円/kW
小水力 ※3	3.6万円/kW	4.1万円/kW
廃棄物 （バイオマス（専焼）を除く）	3.3万円/kW	4.1万円/kW
一般水力 ※4	3.0万円/kW	4.1万円/kW
バイオマス（石油混焼）	2.3万円/kW	4.1万円/kW
石油火力	2.3万円/kW	4.1万円/kW
洋上風力	2.3万円/kW	4.1万円/kW
陸上風力	2.0万円/kW	4.1万円/kW
太陽光	1.5万円/kW	4.1万円/kW

4.1万円/kWを超える電源種別は見直し前の一般負担の上限額が適用されます

変更なし

変更あり

※1：税抜き
 ※2：バイオマスに該当する廃棄物のみを燃焼するものを含む
 ※3：1,000kW以下
 ※4：1,000kWを超えるもの

（参考）本機関HP：「一般負担の上限額の見直しについて」のお知らせ
http://www.occto.or.jp/access/oshirase/2018/180606_ippanfutanjougengaku_minaoshi.html

更新日：2018年6月6日

一般負担の上限額の見直しについて

一般負担の上限額を以下のとおり見直します。

1. 見直し内容

一般負担の上限額を別紙のとおり4.1万円/kW一律とします。

別紙：[一般負担の上限額一覧（見直し前後）](#)  (69KB)

2. 適用対象

見直し後の一般負担の上限額は、2018年6月6日時点で以下に該当する案件に適用します。

- 系統アクセス：契約申し込み前の案件
- 電源接続案件募集プロセス：優先系統連系希望者の決定前の案件

ただし、バイオマス（専焼）及び地熱のうち2018年6月6日時点で既に接続検討の申込みが正式に受理されている案件（電源接続案件募集プロセスにおいては、応募がされている案件）は、見直し前の一般負担の上限額を適用します。

「一般負担の上限額超過分」算定根拠（参考）の見直し例

（参考）

「一般負担の上限額超過分」算定根拠

応募受付 番号	電源種別	一般負担の上限額 [千円/kW] (a)	最大受電電力 [kW] (b)	一般負担の上限額 [千円] (c) = (a) × (b)
t◇◇001	太陽光	41	△△△△	〇〇〇,〇〇〇

該当電源種別については、一般負担の
上限額を見直しております

工事種別		応募地点集中時	全エリア分散時
一般負担額	入札対象工事	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇
	電源線工事	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
	その他供給設備工事	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
	合計(d)	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇
一般負担の上限額超過分 (e) = (d) - (c)		〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇

4. 入札

1. 入札について

(1) 入札手続

- 入札を希望する応募者は、接続検討の回答内容を踏まえ、入札対象工事に対する工事費負担金として、入札負担金単価を記載した入札書を入札締切日までに提出してください。
- 入札にあたっては、最低入札負担金単価を設けますので、最低入札負担金単価以上の単価で入札してください。最低入札負担金単価を下回る単価での入札は無効となります。
- 入札負担金単価の最小単位は1円/kWとします。

○提出書類

- 入札書（様式3-1 a）※1
- 入札申込書（様式3-2 a）※1
- 熟度基準に適合することを証明する書面※2

※1 募集要領の様式3-1、様式3-2ではなく、本機関もしくは東北電力株式会社（以下「東北電力」といいます）のHPに掲載する電子データ様式3-1 a、様式3-2 aをご使用ください。

◇ 本機関HPアドレス

https://www.occto.or.jp/access/process/tohoku/tohoku_hokubu.html#shiryou

◇ 東北電力HPアドレス

<http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/03/hoku2.pdf>

※2 熟度基準に適合することを証明する書面を提出されない場合、原則として熟度基準枠の優先系統連系希望者となることはできません。また、熟度基準に適合しない応募者であっても、入札の結果等により熟度基準枠以外の優先系統連系希望者となることは可能です。提出する書類に関する詳細は後述。

4. 入札

入札書 (様式3-1a)

入札書

東北電力株式会社 御中

平成 年 月 日

① 入札の申込み日を記載ください。

② 「応募申込書」と同じ事業者さまを記載ください。「応募申込書」と同一の印鑑で捺印ください。

住所
会社名
代表者氏名

② [Redacted address and company information]

③ 応募されているエリアか確認してください。

③ 当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「東北北部エリア」における電源接続案件募集プロセスに関する当社の下記応募について、平成29年3月9日付募集要領、及び「東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスの入札等のご案内について」を承認のうえ、下記のとおり入札します。

④ 応募時に連絡している受付番号を記載ください。

1. 応募申込時の受付番号
④ 16*****

⑤ 整数で記載ください。

2. 入札負担金単価
⑤ 12,345 円/kW (税抜)
(最低入札負担金単価以上の単価で入札してください)

⑧ 千円単位 (千円未満の端数は切り捨て) で記載ください。税込額を記載ください。 ※エクセルを使用する場合は、⑤及び⑦項目を入力した場合自動計算

3. 第1次保証金額* (入札保証金額)
⑧ 667,000 円 (税込)
⑥ 次の①又は②のいずれか高い方
① 入札負担金単価 12,345 円/kW × 最大受電電力 1,001 kW × 5% + 税
② 20万円 + 税
(小数点以下第一位で四捨五入)

⑦ 端数は小数点以下第一位で四捨五入した値を記載ください。

⑥ 「2.入札負担金単価」と同じ値を記載ください。 ※エクセルを使用する場合は、⑤項目を入力した場合自動入力

4. 連絡先
担当者名
住所 〒
電話
FAX
E-mail

入札申込書（様式3-2a）

様式3-2a

平成30年 月 日

入札申込書

東北電力株式会社 御中

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域の運営推進機関が主宰する「東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、平成29年3月9日付募集要領、及び「東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスの入札等のご案内について」を承認の上、同封する入札書のとおり入札を申し込みます。

記

1. 応募申込時の受付番号													
2. 入札負担金単価	同封「入札書」のとおり												
3. 第1次保証金額 (入札保証金額)	同封「入札書」のとおり												
4. 保証金返還時の口座													
銀行名													
支店名													
預金科目	普通 ・ 当座												
口座番号													
(フリガナ)													
口座名義人の氏名													
5. 暫定的な対策による早期連系の希望 (希望される方は□に <input checked="" type="checkbox"/> 印①を記入してください)	<input type="checkbox"/> 暫定的な対策による早期連系を希望する												
6. 熟度基準に適合することを証明する書面の提出有無 (□に <input checked="" type="checkbox"/> 印を記入してください)②	<input type="checkbox"/> 有 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <tr> <td style="width: 15%;">環境アセスメント</td> <td style="width: 15%;">旧 FIT 案件</td> <td style="width: 15%;">□ 旧 FIT 認定を証明する書面</td> </tr> <tr> <td>対象案件</td> <td>旧 FIT を除く案件</td> <td>□ 環境アセスメント方法書届出済みを証明する書面</td> </tr> <tr> <td>環境アセスメント</td> <td>旧 FIT 案件</td> <td>□ 旧 FIT 認定を証明する書面</td> </tr> <tr> <td>対象外案件</td> <td>旧 FIT を除く案件</td> <td>□ 土地確保を証明する書面</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 対象外 (既設設備更新による出力増のため、新規に設備を設置する土地が不要)	環境アセスメント	旧 FIT 案件	□ 旧 FIT 認定を証明する書面	対象案件	旧 FIT を除く案件	□ 環境アセスメント方法書届出済みを証明する書面	環境アセスメント	旧 FIT 案件	□ 旧 FIT 認定を証明する書面	対象外案件	旧 FIT を除く案件	□ 土地確保を証明する書面
環境アセスメント	旧 FIT 案件	□ 旧 FIT 認定を証明する書面											
対象案件	旧 FIT を除く案件	□ 環境アセスメント方法書届出済みを証明する書面											
環境アセスメント	旧 FIT 案件	□ 旧 FIT 認定を証明する書面											
対象外案件	旧 FIT を除く案件	□ 土地確保を証明する書面											
7. 連絡先 担当者名													
郵便番号、住所													
電話													
FAX													
E-mail													

[留意事項]

- ・ 押捺の印鑑は、「応募申込書」と同一としてください。

① 暫定的な対策による早期連系を希望される方は印を記入してください

② 熟度基準に適合することを証明する書面に関する欄を追加しておりますので該当欄に印を記入してください

有

環境アセスメント	旧 FIT 案件	□ 旧 FIT 認定を証明する書面
対象案件	旧 FIT を除く案件	□ 環境アセスメント方法書届出済みを証明する書面
環境アセスメント	旧 FIT 案件	□ 旧 FIT 認定を証明する書面
対象外案件	旧 FIT を除く案件	□ 土地確保を証明する書面

無

対象外 (既設設備更新による出力増のため、新規に設備を設置する土地が不要)

4. 入札

○提出方法

- ・入札書類は郵送（簡易書留等の配達記録が残る方法）にて提出ください。
- ・封筒は二重封筒（中封筒と外封筒）で提出ください。

◆中封筒

中封筒は、入札者にて準備の上、おもてに以下を記載

「入札書在中」

「東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」

「応募申込時の受付番号」

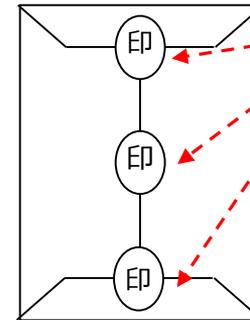
「開札日」

(中封筒のおもて)

入札書在中

- ・東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス
- ・応募申込時の受付番号 ●●●
- ・開札日 9月3日 ~ 9月5日

(中封筒のうら)



入札書(様式3-1a)を入れ、これと同一の印鑑で封印

(外封筒のおもて)

〒980-8550
宮城県仙台市青葉区本町一丁目
七番一号

東北電力株式会社
送配電カンパニー
ネットワークサービス部 電力受給グループ行

入札申込書在中

中封筒

入札申込書
(様式3-2a)

熟度基準に適合することを証明する書面

中封筒と入札申込書(様式3-2a)、熟度基準に適合することを証明する書面を封入

◆外封筒

外封筒は、東北電力が接続検討（第2段階）結果の回答に同封する**入札専用封筒**を使用（送付先は記載済み）

○提出先

- 東北電力株式会社 送配電カンパニー
ネットワークサービス部 電力受給グループ
- 住所：〒980-8550 宮城県仙台市青葉区本町1丁目7番1号
- 電話(代表)：022-799-6232 [営業時間 平日9時～17時]

○入札期限（入札締切日）

平成30年8月29日（必着）

○提出部数

- 1部

○入札時の留意事項

- 入札書については、記載例（入札等のご案内 別紙2）を十分ご確認のうえ作成ください。
- 最大受電電力の単位は、原則、1 kW（キロワット）とし最大受電電力は整数（端数は小数点以下第一位で四捨五入）で記載してください。
- 以下のいずれかに該当する場合は、系統連系希望者の入札が、原則として、無効となります。なお、その場合には、通知の上、第1次保証金を返金いたします。
 - （a）記名押捺がない場合
 - （b）意思表示の内容が不明確な場合
 - （c）提出書類に虚偽の記載がある場合
 - （d）入札負担金単価が最低入札負担金単価を下回る場合
 - （e）振込期限までに第1次保証金の振込みがない、又は、不足している場合
- 本プロセスの応募者以外は入札できません。
- 入札締切後は入札負担金単価の変更はできません。
- 暫定的な対策による早期連系を希望する系統連系希望者は、入札申込書の「5. 暫定的な対策による早期連系の希望」において、「暫定的な対策による早期連系を希望する」を選択してください。
- 熟度基準枠による優先系統連系希望者となることを希望する応募者は入札申込書の「6. 熟度基準に適合する書面の提出有無」において、該当箇所を選択してください。

(2) 第1次保証金（入札保証金）

○入札の結果、当該入札者が優先系統連系希望者となったにもかかわらず共同負担意思を示さない場合、入札不成立となるリスクが高まるほか、工事費負担金の再算定によるプロセスの遅延が生じて、他の優先系統連系希望者が不利益を被ります。これを抑止するために、第1次保証金を申し受けます。

○第1次保証金額

- 入札にあたっては、次の①又は②のいずれか高い方の金額を第1次保証金としてお振込みください。
- 第1次保証金は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨ててください。

第1次保証金

① 入札負担金単価 [円/kW] (税抜) × 最大受電電力 [kW] × 5%

+ 消費税等相当額

② 20万円 + 消費税等相当額

○ 第1次保証金の取扱い

- ・ 第1次保証金の取扱いは、以下のとおりとします。

(a) 優先系統連系希望者の第1次保証金

ア 本プロセスが成立した場合

- ・ 優先系統連系希望者が負担するそれぞれの工事費負担金に充当します。

イ 本プロセスが不成立となった場合

- ・ 本プロセスの完了後、入札申込書（様式3-2 a）に記載の口座に返金します。

(b) 非優先系統連系希望者の第1次保証金

- ・ 本プロセスの完了後、入札申込書（様式3-2 a）に記載の口座に返金します。

- 前頁の記載にかかわらず、入札者が本プロセスを辞退した場合（本プロセスの辞退については募集要領 5 参照）は、第1次保証金を没収いたします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、第1次保証金を返金いたします。
 - (a) 再接続検討の回答における工事費負担金（入札対象工事を除く。）が、接続検討の回答における提示額（入札対象工事を除く。）※1、※2を超過することを理由に辞退した場合
 - (b) 再接続検討の回答における所要工期が、接続検討の回答における工期を超過することを理由に辞退した場合
 - (c) 天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によって本プロセスを辞退せざるを得なくなった場合

※1 具体的には、平成30年7月23日に回答した「接続検討（第2段階）回答書：再度の見直し版」における「入札対象工事を除く工事の特定負担額（一般負担の上限額超過分は含まない）」と「一般負担の上限額超過分」の各「応募地点集中時」「全エリア分散時」の大きい方を合計した金額を指します。



該当箇所は次頁参照

※2 共同負担意思確認後において、接続検討の回答における提示額を上回る負担可能上限額（募集要領 2. 7 (2) 参照）を申告している場合には、負担可能上限額となります。

○ 今回の再度の見直し回答書上における工事費負担金提示額の該当箇所は以下のとおりです。

②. 入札対象工事を除く工事の特定負担額（一般負担の上限額超過分は含まない）
 〇〇〇,〇〇〇千円～ 〇〇〇,〇〇〇千円（消費税等相当額を含む）（b、c、dの合計額）

b. 電源線工事(工事概要図参照)		〇,〇〇〇千円～	〇,〇〇〇千円（消費税等相当額を除く）※2
内訳	設備区分	応募地点集中時	全エリア分散時
	架空線工事	〇,〇〇〇千円	〇,〇〇〇千円
	地中線工事	-千円	-千円
	変電設備工事	-千円	-千円
	給電設備工事	-千円	-千円
	通信設備工事	-千円	-千円
	計量設備工事	〇〇〇千円	
	その他	-千円	
c. 変電所・バンク逆潮流対策工事		〇,〇〇〇千円	
(端数処理により、合計が合わない場合があります。)			
d. その他供給設備工事 (工事概要図参照)		〇〇〇,〇〇〇千円～	〇〇〇,〇〇〇千円
内訳	設備区分	応募地点集中時	全エリア分散時
	△△ハブ1-0変電所新設	〇〇,〇〇〇千円	〇〇,〇〇〇千円
	△△ハブ1-1変電所新設	〇〇,〇〇〇千円	〇〇,〇〇〇千円
	△△ハブ1-0連系線新設	〇〇,〇〇〇千円	〇〇,〇〇〇千円
	△△ハブ1-1連系線新設	〇〇,〇〇〇千円	〇〇,〇〇〇千円
(端数処理により、合計が合わない場合があります。)			

③. 一般負担の上限額超過分※5 ※6 〇〇〇,〇〇〇千円～ 〇〇〇,〇〇〇千円（消費税等相当額を含む）

一般負担の上限額超過分	応募地点集中時	全エリア分散時
	〇〇〇,〇〇〇千円	〇〇〇,〇〇〇千円

(端数処理により、合計が合わない場合があります。)

記載の工事費負担金合計(②+③)より、入札後に示される再接続検討回答の工事費負担金が上回ることを理由に辞退する場合には、第1次保証金が返金されます。

4. 入札

- 入札者から没収した第1次保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。
 - (a) 本プロセスが成立した場合
 - 入札対象工事費に充当します。
 - (b) 本プロセスが不成立となった場合
 - 本プロセスの完了後、入札申込書（様式3-2 a）に記載の口座に返金します。
- 第1次保証金を返金する際に利息は付しません。また、返金に伴う振込手数料は入札者負担とします。

○ 第1次保証金の振込口座

- 第1次保証金は入札等のご案内（別紙4）に記載の口座に振込期限までにお振込みください。
- 入札申込書の記載内容と第1次保証金の確認を正確に行うことから、振込依頼人名を以下のとおり指定させていただきます。

【応募申込受付番号 + 会社名】

青森県 ⇒ 【例： t 才 001 トウキゲ 洋】

岩手県 ⇒ 【例： t 仰 001 トウキゲ 洋】

秋田県 ⇒ 【例： t 冴 001 トウキゲ 洋】

宮城県 ⇒ 【例： t ミヤ 001 トウキゲ 洋】

○第1次保証金振込みに際しての注意事項

- 振込手数料は、事業者さまのご負担となります。
- 同一事業者さまより複数の応募申込みをいただいている場合、ご面倒でも必ず入札いただく件名毎に指定する振込依頼人名にて第1次保証金をお振込みいただきますようお願いいたします。複数の応募申込みの第1次保証金をまとめて振り込まれた場合、お振込みがない件名の入札は無効といたします。
- 第1次保証金は東北電力の窓口等にご持参いただいても、受付はできません。お手数ですが、指定の口座にお振込みくださいますようお願いいたします。
- 振込期限までに第1次保証金のお振込みがない場合、または、第1次保証金が不足する場合は、原則として、入札は無効といたします。

○第1次保証金の振込期限 平成30年8月30日

【入札が無効となる参考事例】

トウホクデンキ株式会社（案件①及び案件②を応募申込み）

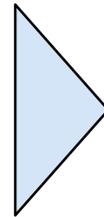
- 応募案件①の第1次保証金 ： 216,000円
 応募申込受付番号 ： t 財 999
- 応募案件②の第1次保証金 ： 350,000円
 応募申込受付番号 ： t 財 888

〔 誤った振込方法 〕

振込依頼人名 ： t 財 999 トウホクデンキ

振込金額 ： 566,000円

案件①と案件②の第1次保証金を案件①
の振込依頼人名でまとめて振込み



応募案件① ： 有効

応募案件② ： 無効

〔 正しい振込方法 〕

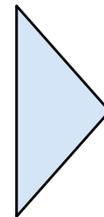
振込依頼人名 ： t 財 999 トウホクデンキ

振込金額 ： 216,000円

振込依頼人名 ： t 財 888 トウホクデンキ

振込金額 ： 350,000円

案件①と案件②の第1次保証金を別々に振込み



応募案件① ： 有効

応募案件② ： 有効

2. 応募受付件数、応募容量及び入札負担金単価（目安）等について

- 入札においては、接続検討の回答内容を踏まえて、入札を控える応募者も想定されます。
- 一定数の応募者が入札を控えた結果、入札がなされた発電設備等の容量が募集容量（連系可能量）の最小値である350万kWを下回った場合、最低入札負担金単価と同額の入札を行っても、同プロセスは不成立となる可能性があります。
- そのため、本プロセスにおける「応募受付件数」、「応募容量」及び「入札負担金単価（目安）」並びに入札・系統連系順位等に関する補足（募集要領 別紙6）についても考慮のうえ、入札負担金単価をご検討ください。

応募受付件数・応募容量

電源種別	応募受付件数 [件]	応募容量 [万kW]
太陽光	41	165
陸上風力	173	441
洋上風力	54	786
その他 (火力・バイオマス等)	73	147
合計	341	1,539

【最低入札負担金単価について】

○本プロセスにおける最低入札負担金単価については、以下のとおりとなります。本プロセスでは、募集容量（連系可能量）が350万kW程度～450万kW程度と幅付きとなっているため、最小値となる350万kWで除した値としております。

応募者の費用負担ルール	電源種別	最低入札負担金単価 [円/kW（税抜）]
新費用負担ルール	バイオマス（専焼）	0
	地熱	
	バイオマス（石炭混焼）	
	バイオマス（LNG混焼）	
	原子力	
	石炭火力	
	LNG火力	
	小水力	
	廃棄物（バイオマス(専焼)を除く）	
	一般水力	
	バイオマス（石油混焼）	
	石油火力	
	洋上風力	
	陸上風力	
太陽光		
旧費用負担ルール	FIT電源	36,400

4. 入札

【入札容量に応じた入札負担金単価（目安）について】

- ①募集容量（連系可能量）の最小値（350万kW）に対して入札容量が40%（140万kW）となった場合に同プロセスが成立するために必要な入札負担金単価（目安）は、以下のとおりです。

応募者の費用負担ルール	電源種別	入札負担金単価 [円/kW（税抜）]
新費用負担ルール	バイオマス（専焼）	41,900
	地熱	43,900
	バイオマス（石炭混焼）	49,900
	バイオマス（LNG混焼）	
	原子力	
	石炭火力	
	LNG火力	
	小水力	
	廃棄物（バイオマス(専焼)を除く）	
	一般水力	
	バイオマス（石油混焼）	
	石油火力	
	洋上風力	
	陸上風力	
	太陽光	
旧費用負担ルール	FIT電源	90,900

4. 入札

②募集容量（連系可能量）の最小値（350万kW）に対して入札容量が70%（245万kW）となった場合に同プロセスが成立するために必要な入札負担金単価（目安）は、以下のとおりです。

応募者の費用負担ルール	電源種別	入札負担金単価 [円/kW（税抜）]
新費用負担ルール	バイオマス（専焼）	3,000
	地熱	5,000
	バイオマス（石炭混焼）	11,000
	バイオマス（LNG混焼）	
	原子力	
	石炭火力	
	LNG火力	
	小水力	
	廃棄物（バイオマス(専焼)を除く）	
	一般水力	
	バイオマス（石油混焼）	
	石油火力	
	洋上風力	
	陸上風力	
	太陽光	
旧費用負担ルール	FIT電源	

○入札に際しての留意事項

- 洋上風力発電のための海域利用ルールに係る制度整備について、系統WGにおいて、同制度上発電事業を行うことができる者と本プロセスにおける優先系統連系希望者が相違した場合に、整合性を確保する必要性が示されております。
このことから、当該海域において優先系統連系希望者が占有権を確保できない見通しとなった場合は、容量を有効に活用し、またプロセス全体を円滑に進行する観点（手戻りを避ける観点）から、海域の占有権を確保した事業者に、確保した送電系統の容量を含め事業を承継することとなる場合があります。
なお、占有権を確保した事業者への事業承継が行われない場合、連系承諾を受けた事業者であっても本機関の送配電等業務指針第105条第1項第六号に基づき、連系を拒否する場合があります。

4. 入札

【入札の成立条件】

○入札の成立条件は以下を満たす場合

$$(\textcircled{1} + \textcircled{2}) \geq \textcircled{3}$$

- ①：優先系統連系希望者の「入札負担金単価（税抜）×最大受電電力」の合計
- ②：優先系統連系希望者のうち新費用負担ルール適用者の「当該系統連系希望者の一般負担単価※×最大受電電力」の合計
- ③：入札対象工事費（税抜）

※ 当該系統連系希望者の一般負担単価

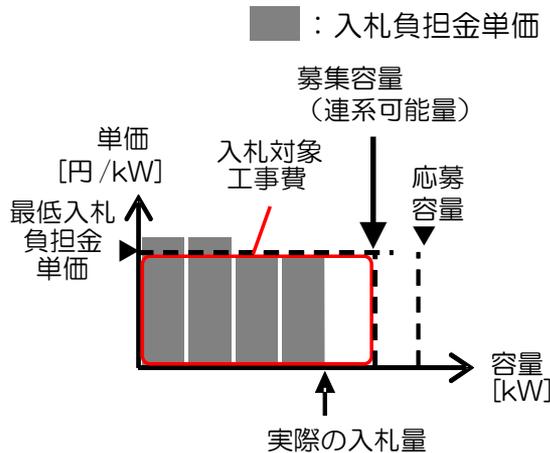
= 入札対象工事費のうち新費用負担ルールにおける一般負担額 / 優先系統連系希望者の最大受電電力の合計

ただし、当該系統連系希望者の電源種別の一般負担の上限額を超える場合は、一般負担の上限額。

【入札における成立及び不成立のイメージ】

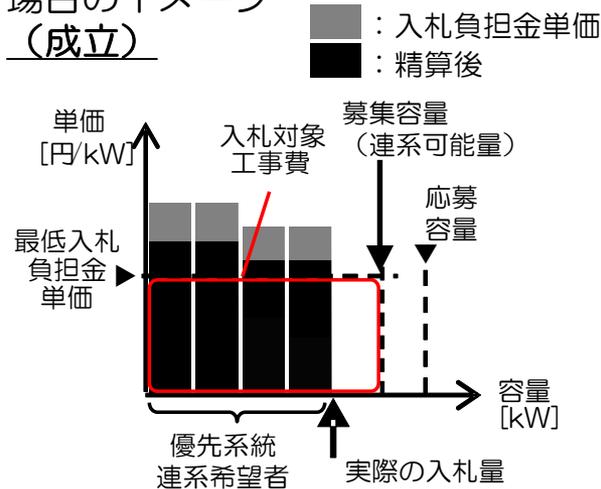
〔ケース1〕

最低入札負担金単価付近の入札
しかなかった場合のイメージ
（不成立）



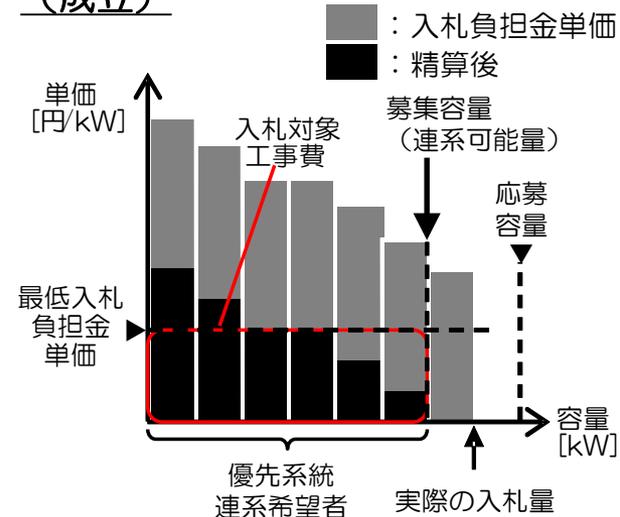
〔ケース2〕

募集容量（連系可能量）以下の入札
量しかなかったが負担金が集まった
場合のイメージ
（成立）



〔ケース3〕

募集容量（連系可能量）以上の
入札があった場合のイメージ
（成立）



5. 開札及び優先系統連系希望者の決定

(1) 開札作業

- 開札日に入札書が封入された封筒を開封し、入札内容を確認します。

(2) 系統連系順位及び優先系統連系希望者の決定

- 応募者へ通知※した内容に基づき、本機関が決定します。

※東北北部エリアの電源接続案件募集プロセスにおける優先系統連系希望者の決定方法について

【通知内容】

新たな入札スキームを踏まえた
優先系統連系希望者の決定方法について

- 本プロセスについて、資源エネルギー庁の審議会である系統WG※において、政策上の必要性を踏まえ「事業計画の熟度を考慮した入札スキーム（熟度基準枠）」及び「電源間のバランスに配慮した入札スキーム（3電源優先枠）」を導入することが決定されました。
- これを踏まえ、本プロセスの募集要領「6. 10 本募集要領に記載の無い事項について」の「本募集要領の策定の前提としていない事象が生じた場合」に該当するものとして、本機関にて取扱いを検討いたしましたので次のとおり通知いたします。

※ 系統WG資料

第14回 資料2 東北エリアの系統状況の改善に向けた対応について [事務局]

• http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/shoene_shinene/shin_ene/keitou_wg/pdf/O14_02_00.pdf

第16回 資料2 東北エリアの系統状況の改善に向けた対応について [事務局]

• http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/shoene_shinene/shin_ene/keitou_wg/pdf/O16_02_00.pdf

- 本プロセスにおける優先系統連系希望者の決定方法については以下のとおりとします。
 - ・ 当初募集枠の280万kWまでは、募集要領に記載のとおり入札負担金単価の高い順に優先系統連系希望者を決定する。
 - ・ 想定潮流の合理化等により拡大された280万kW超過から連系可能量（350万kW程度～450万kW程度）までは、新たな入札スキームとして熟度基準枠及び3電源優先枠を設ける。
 - ・ 熟度基準枠及び3電源優先枠の要件に適合する入札者を入札負担金単価の高い順に、当該枠の範囲内で選定のうえ優先系統連系希望者として決定する。
 - ・ 熟度基準枠及び3電源優先枠の要件は以下のとおり。

< 熟度基準枠 >

環境アセスメント対象案件	環境アセスメント対象外案件
入札の時点で、以下いずれかの要件に適合していること。	
①旧FIT認定取得済み	①旧FIT認定取得済み
②環境アセスメント方法書届出済み	②土地確保済み（※）

※賃貸借契約書や譲渡契約書までは必要なく、土地所有者による証明書（土地を賃貸等する意思がある旨を表明する書面）があれば足りる。

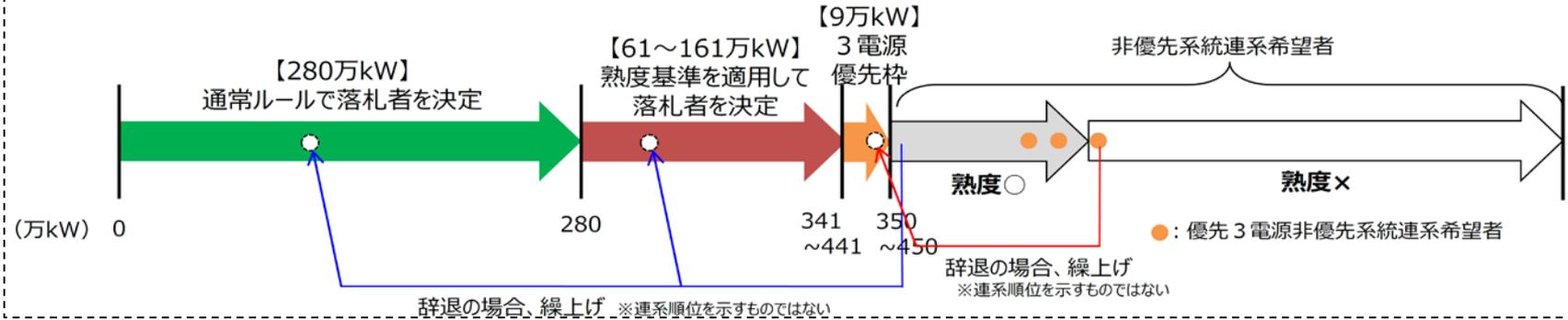
< 3電源優先枠 > 以下のいずれかの電源であること。

- ・ 中小水力（30,000kW未満）
- ・ 地熱
- ・ 小規模バイオマス（10,000kW未満）

7. 新たな入札スキーム導入後の基本的な進め方

○通常枠、熟度基準枠、3電源優先枠の説明

<落札者決定のイメージ>



辞退の場合、繰上げ ※連系順位を示すものではない

辞退の場合、繰上げ
※連系順位を示すものではない

●: 優先3電源非優先系統連系希望者

枠の設定	連系量 (万kW)	優先系統連系希望者の選定	優先系統連系希望者辞退時の繰り上げ
通常枠	0～280以下 <当初募集枠>	<ul style="list-style-type: none"> 全ての電源種別を対象に、入札負担金単価の高い順 熟度基準の適合・不適合によらない 	<ul style="list-style-type: none"> 優先系統連系希望者の決定時における系統連系順位に基づき繰り上げ（非優先系統連系希望者のうち、熟度基準に適合するものを優先し、入札負担金単価の高い順に繰り上げ）
熟度基準枠	280超過 ～「341～441」程度 【連系可能量－9程度】	<ul style="list-style-type: none"> 熟度基準に適合する電源のうち、入札負担金単価の高い順 ただし、上記が当該枠の連系量に満たない場合は、残りの連系量について熟度基準に適合しない電源を繰り上げ 	
3電源優先枠	「341～441」程度 【連系可能量－9程度】 ～「350～450」以下	<ul style="list-style-type: none"> 3電源のうち、入札負担金単価の高い順 熟度基準の適合・不適合によらない 3電源の入札者の容量、及び通常枠・熟度基準枠に入る3電源の容量によって当該枠の容量を選定（詳細は後述） 	<ul style="list-style-type: none"> 非優先系統連系希望者の3電源のうち、入札負担金単価の高い順に繰り上げ [同順位は上と区別するため「3電源の負担金順位」と示す]

※新費用負担ルール適用者の場合、入札負担金単価は当該系統連系希望者の一般負担単価を加算したものの(補正後)を示す。

○ 優先系統連系希望者決定時における3電源優先枠の容量選定

優先系統連系希望者決定時における3電源優先枠の容量（9万kW以上となる場合は9万kWがベース※）
 = 3電源の入札容量 - 通常枠・熟度基準枠の優先系統連系希望者となる3電源の容量

[例] 前提条件⇒連系可能量：400万kW、3電源の入札容量：計27万kW[最大]（単位：万kW）

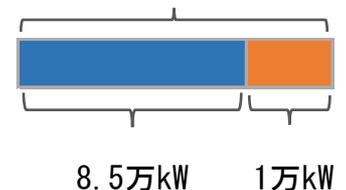
	3電源の容量									
	27	~	22	~	18	~	10	~	0	
通常枠・熟度基準枠	27	~	22	~	18	~	10	~	0	
3電源優先枠（9万kW※の枠）	0	~	5	~	9	…	9	…	9	
3電源以外の電源容量	373	…	373	…	373	~	381	~	391	
合計	400	…	400	…	400	…	400	…	400	

優先系統連系希望者の決定時点で3電源の非優先系統連系希望者がいない状態

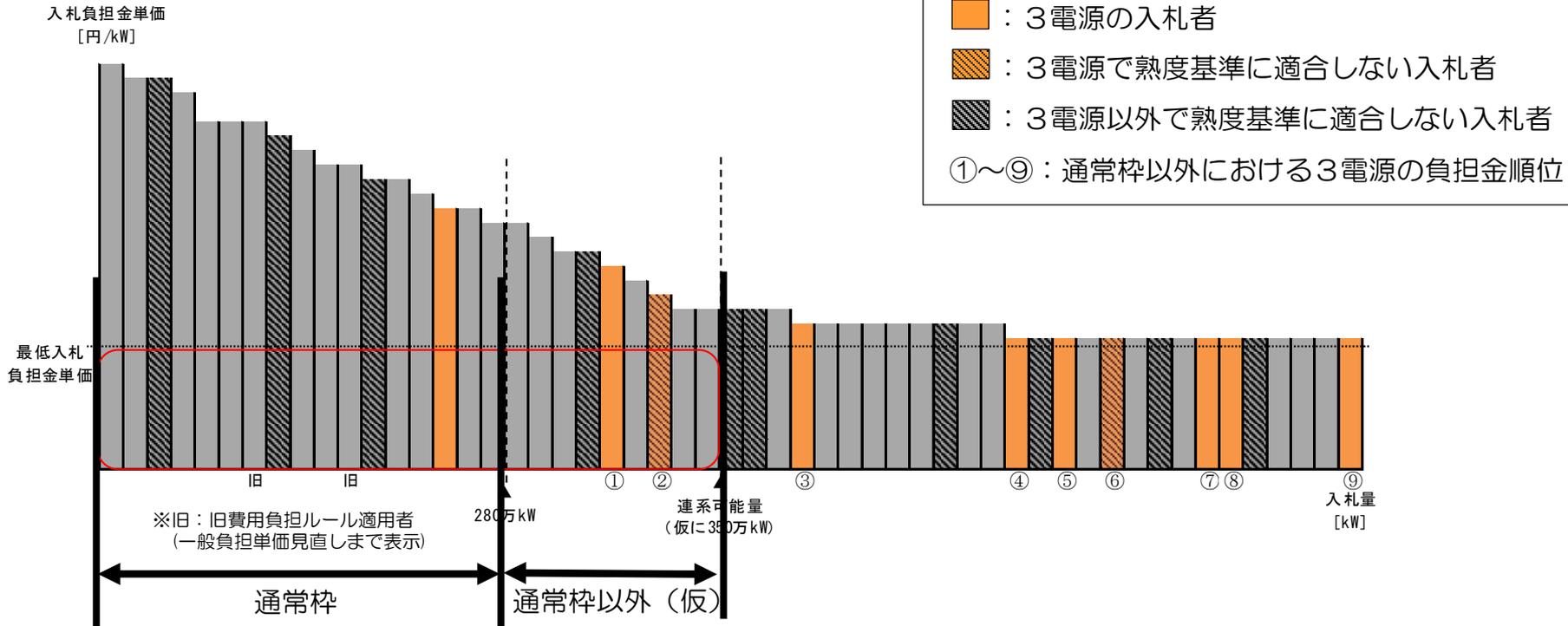
※ 3電源の合計容量が最大9万kW以上となった電源までを3電源優先枠の優先系統連系希望者とし、3電源優先枠の容量も同容量で確定する。（一度確定した3電源優先枠の容量は、原則として変更しない。）

<例> 3電源優先枠の最後の順位をN番とすると、N-1番までの合計が8.5万kW時にN番目の電源容量が1万kW（0.5万kW超過）でも、9万kW以上となったN番の電源容量までを加えて3電源優先枠の電源容量として設定する。（この場合9.5万kW）

9.5万kWが3電源優先枠



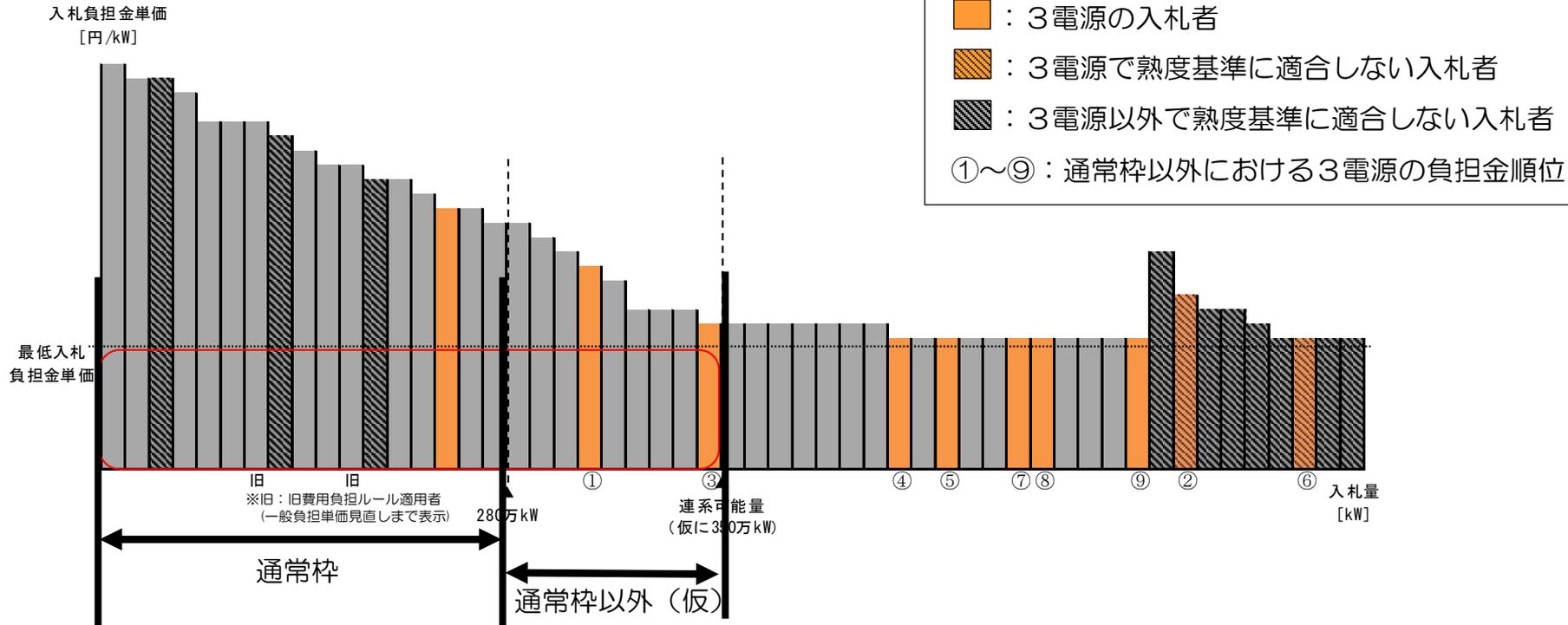
(1) 接続検討(第2段階)の回答で示した連系可能量の最小値である350万kWの一般負担単価を適用し、入札者を並び替え。280万kW以下の入札者を通常枠の優先系統連系希望者(仮)とする。なお、3電源及び熟度基準に適合しない入札者を選別する。



<留意事項>

- 通常枠は、全ての電源種別を対象に入札負担金単価の高い順に選定。熟度基準の適合・不適合によらない。
- 通常枠(280万kW以下)の空容量に次点の電源容量がおさまらない場合は、募集要領ルールどおり、原則繰り上げない。
- 新費用負担ルール適用者の場合、入札負担金単価は当該系統連系希望者の一般負担単価を加算したもの(補正後)を示す。

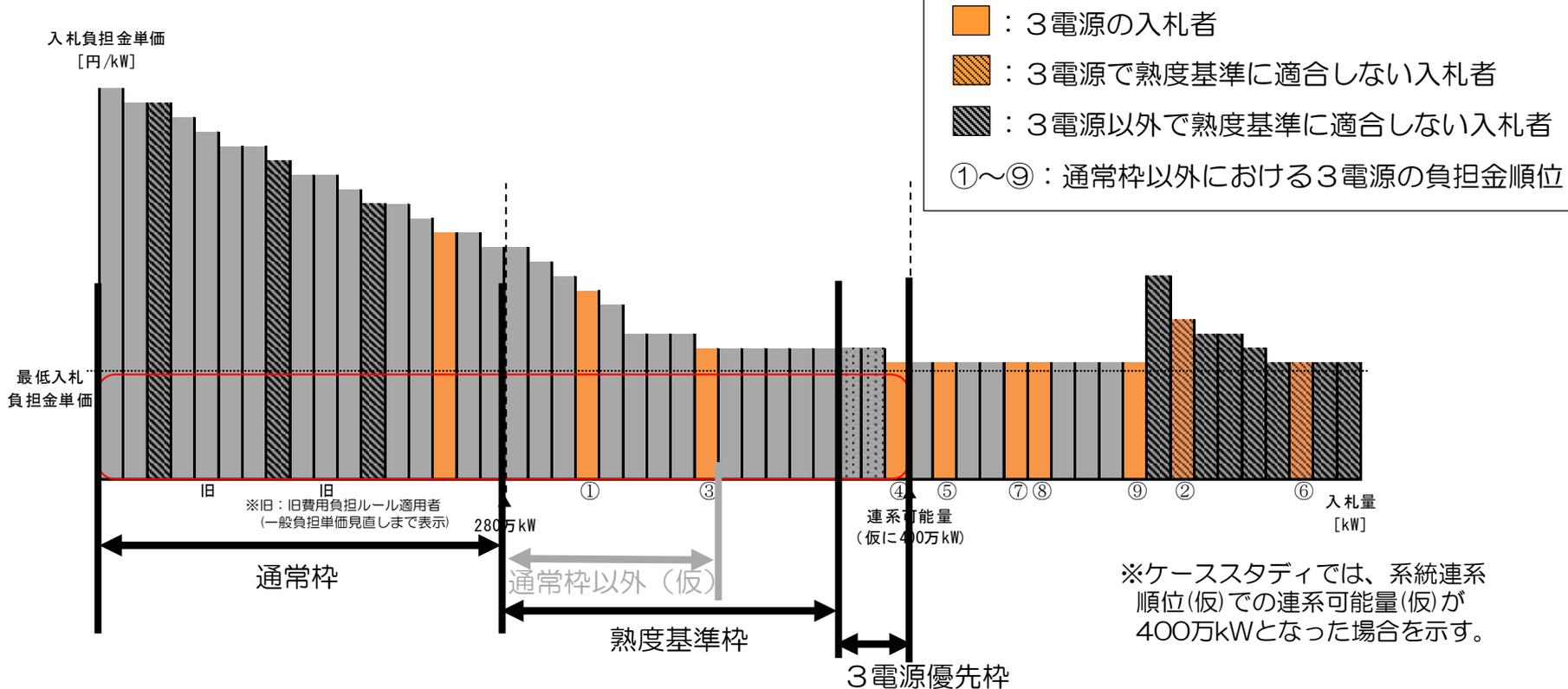
(2) 通常枠を除く熟度基準に適合しない入札者を入札負担金単価の高い順に最後尾に整理する。
 なお、3電源については、3電源の負担金順位を個別管理する(3電源優先枠に活用)。



<留意事項>

- ・ 熟度基準枠は、熟度基準に適合する電源のうち、入札負担金単価の高い順に選定。ただし、当該枠の連系量に満たない場合は、残りの連系量について熟度基準に適合しない電源を繰り上げる。
- ・ 3電源優先枠の優先系統連系希望者は、熟度基準の適合・不適合によらないため、通常枠以外の3電源については、熟度基準適用前に入札負担金単価の順位(3電源の負担金順位)を個別管理する。

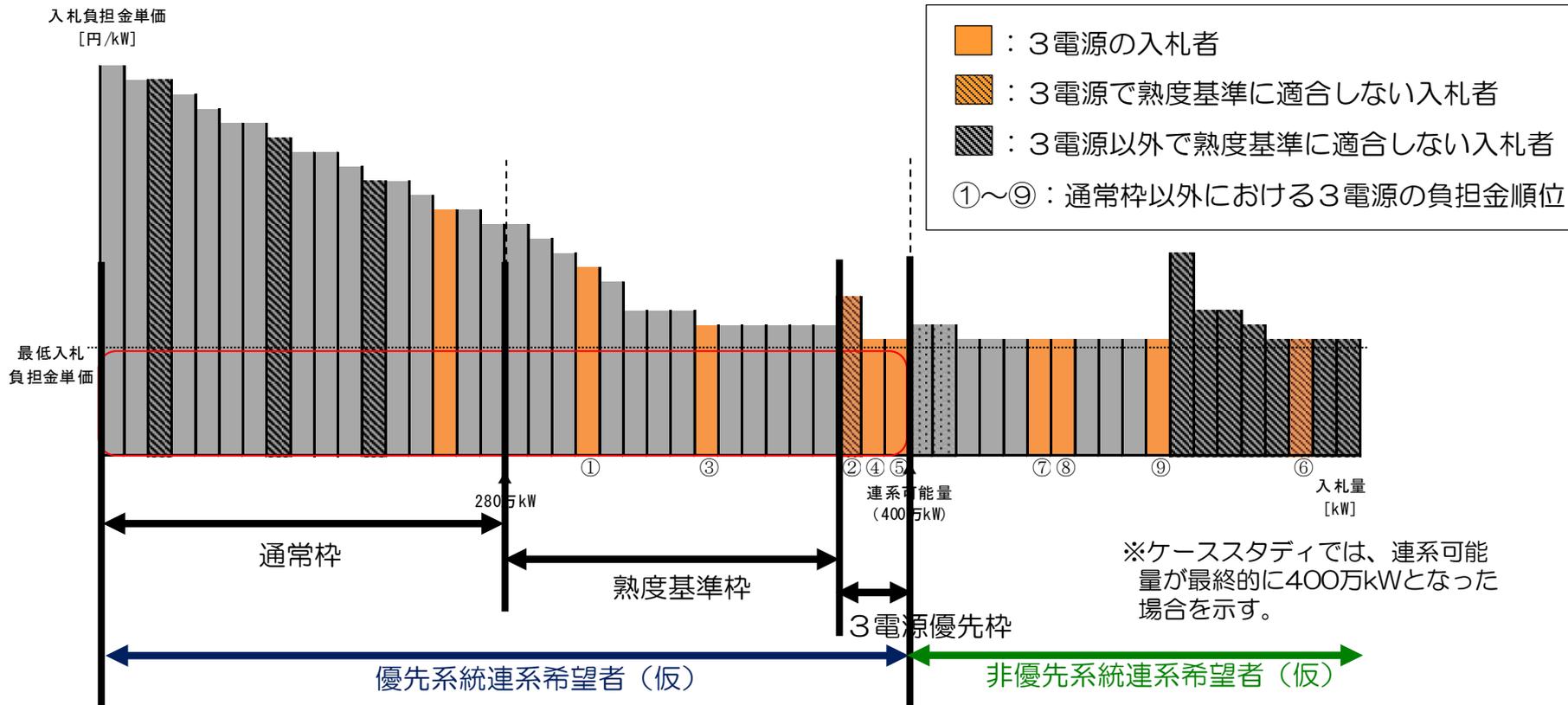
(3) この時点の系統連系順位(仮)によって、連系可能量(仮)を算定し(350万kW程度~450万kW程度)、一般負担単価を見直しのうえ適用する。
 また、通常枠の空容量と通常枠以外の空容量を合計し、3電源優先枠の繰り上げに活用。



<留意事項>

- 連系可能量(仮)を算定し、見直し後の一般負担単価によって、旧費用負担ルール適用者の並び替えを実施。(以降、系統連系順位の決定までこの時点の一般負担単価を変更しない。)
- 280万kWを踏み抜いた電源は繰り上げないことによる通常枠の空容量と、連系可能量(350万~450万kW)を踏み抜いた電源は繰り上げないことによる通常枠以外の空容量を合計し、連系可能量に対する空容量を算出する。

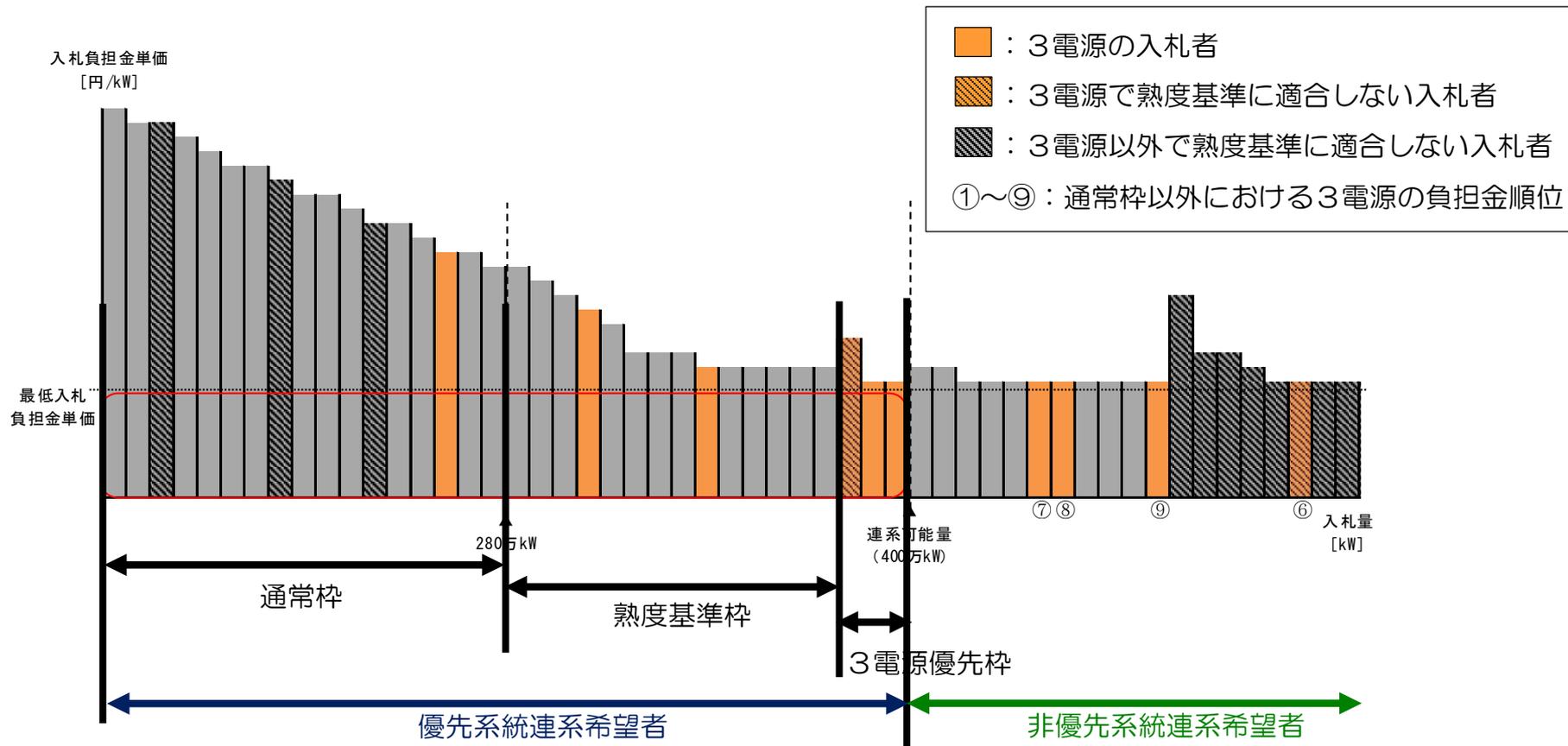
(4) 合計した連系可能量の空容量に3電源がどの程度連系可能かを確認し、最大9万kW以上に不足する電源について、連系可能量の最後尾から順に3電源以外を非優先系統連系希望者(仮)とし、非優先系統連系希望者(仮)の3電源の負担金順位に基づき繰り上げ。また、最終的な連系可能量を算定し熟度基準枠で調整する。



<留意事項>

- 3電源優先枠は、3電源のうち入札負担金単価の高い順に選定。熟度基準の適合・不適合によらない。
- 3電源優先枠は基本的に最大9万kW以上で、最後に繰り上がる電源の容量までとする。(一度確定した3電源優先枠の容量は、原則として変更しない。)

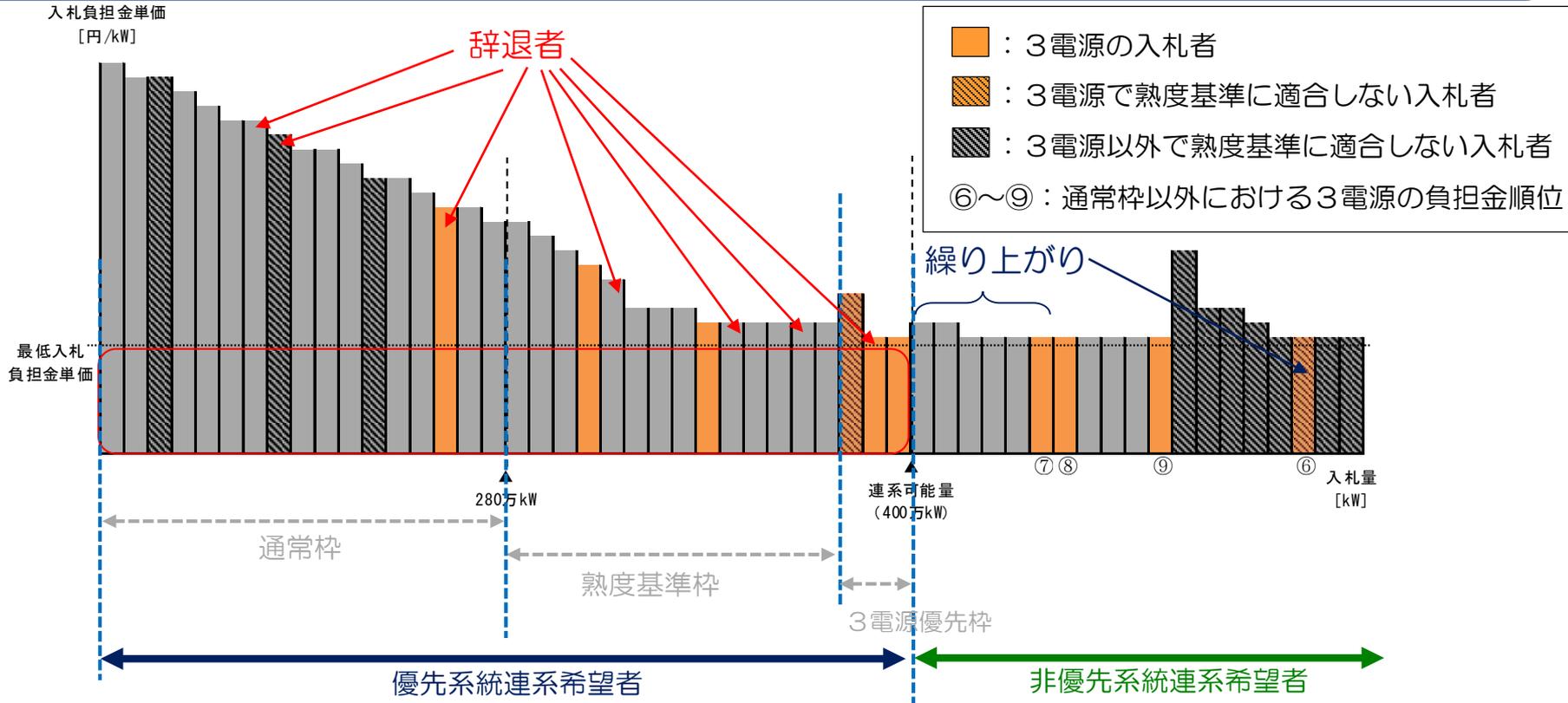
(5) この時点で、開札後の優先系統連系希望者、系統連系順位（下図の順番）が決定。以降、系統連系順位は変更しない。なお、3電源優先枠の辞退の際に繰り上げる非優先系統連系希望者の3電源の順番は、3電源の負担金順位とするため個別管理。



<留意事項>

- 優先系統連系希望者の決定後は、通常枠・熟度基準枠の区分は不要とする（両枠とも辞退時の繰り上げは系統連系順位による）。優先系統連系希望者決定時における3電源優先枠は、最大9万kW以上で枠を固定し辞退・繰り上げ時は、枠の容量の範囲内で行う。
- これ以降、枠の容量は、3電源優先枠と3電源優先枠以外（通常枠・熟度基準枠を合算）の2つを管理する。

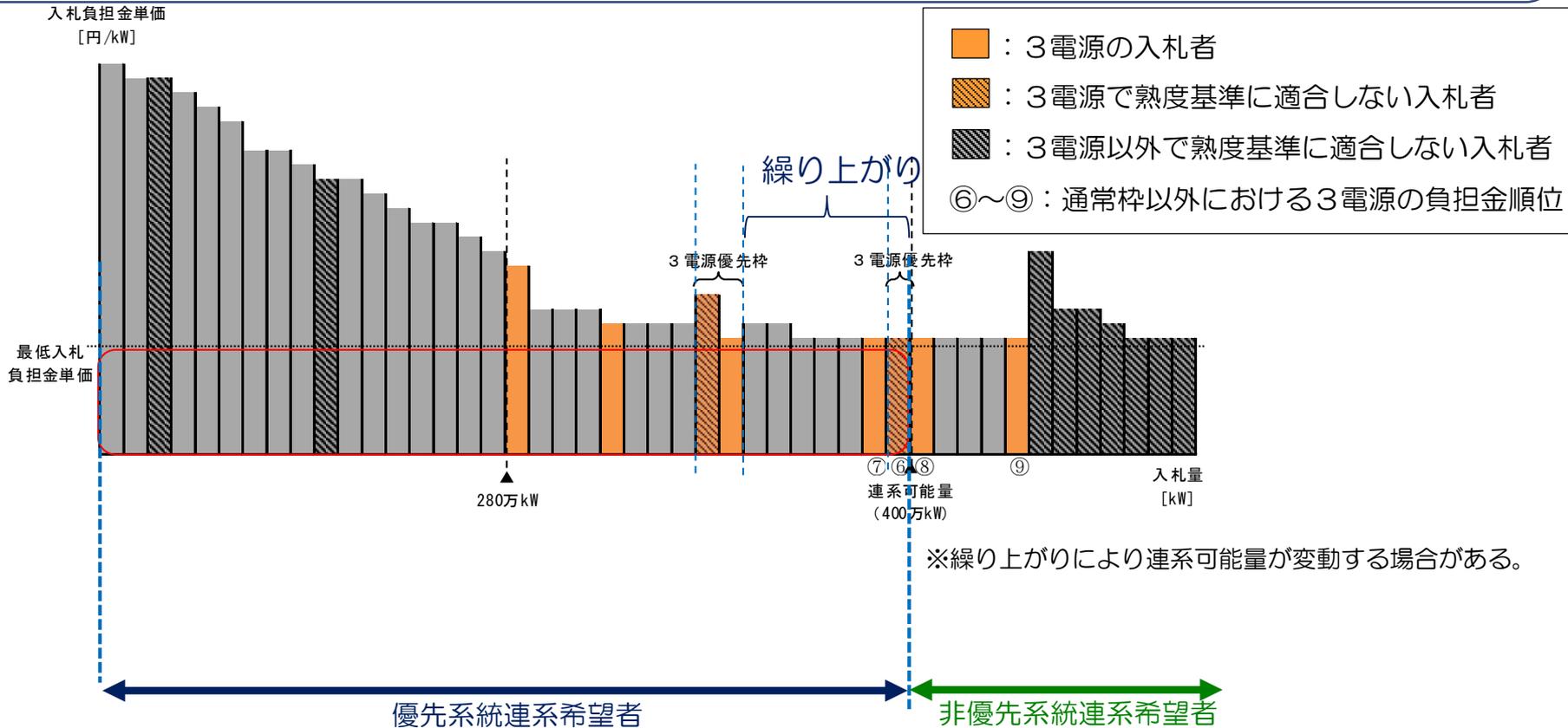
(6) 優先系統連系希望者の決定後に辞退者が生じた場合、非優先系統連系希望者の系統連系順位の最上位から順に優先系統連系希望者に繰り上げる。ただし、3電源優先枠の辞退者が生じた場合は、系統連系順位ではなく3電源の負担金順位で繰り上げる。なお、優先系統連系希望者決定後は、辞退・繰り上げが生じてても、系統連系順位は決定時から変更しない。



<留意事項>

- それぞれの枠で同時に辞退がある場合、3電源優先枠から優先系統連系希望者の繰り上げを行う。(連系可能量に変動が生じる場合は、3電源優先枠以外で系統連系順位に基づき繰り上げ電源量を調整する。)
- 辞退に伴う3電源優先枠、3電源優先枠以外のそれぞれの枠の空容量に次点の電源容量が収まらない場合は、当該非優先系統連系希望者を原則繰り上げない。(空容量のままとし、これ以降の辞退の空容量を踏まえ調整する。)

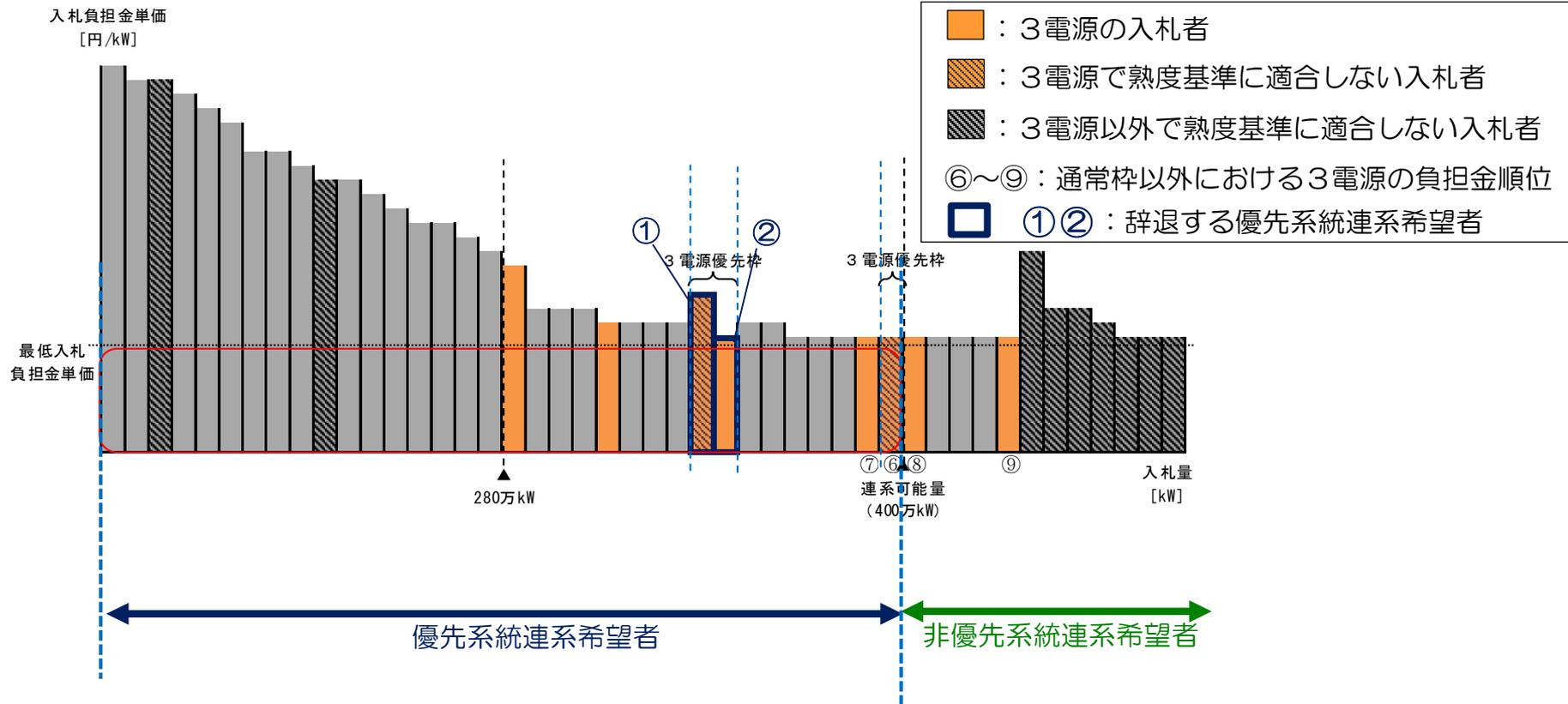
(6) 優先系統連系希望者の決定後に辞退者が生じた場合、非優先系統連系希望者の系統連系順位の最上位から順に優先系統連系希望者に繰り上げる。ただし、3電源優先枠の辞退者が生じた場合は、系統連系順位ではなく3電源の負担金順位で繰り上げる。なお、優先系統連系希望者決定後は、辞退・繰り上げが生じてても、系統連系順位は決定時から変更しない。



<留意事項>

- 繰り上げ時に連系可能量の変動することにより、繰り上げる非優先系統連系希望者の最大受電電力が、それぞれ3電源優先枠及び3電源優先枠以外の枠の残容量を超過する場合には、当該非優先系統連系希望者は原則繰り上げない。

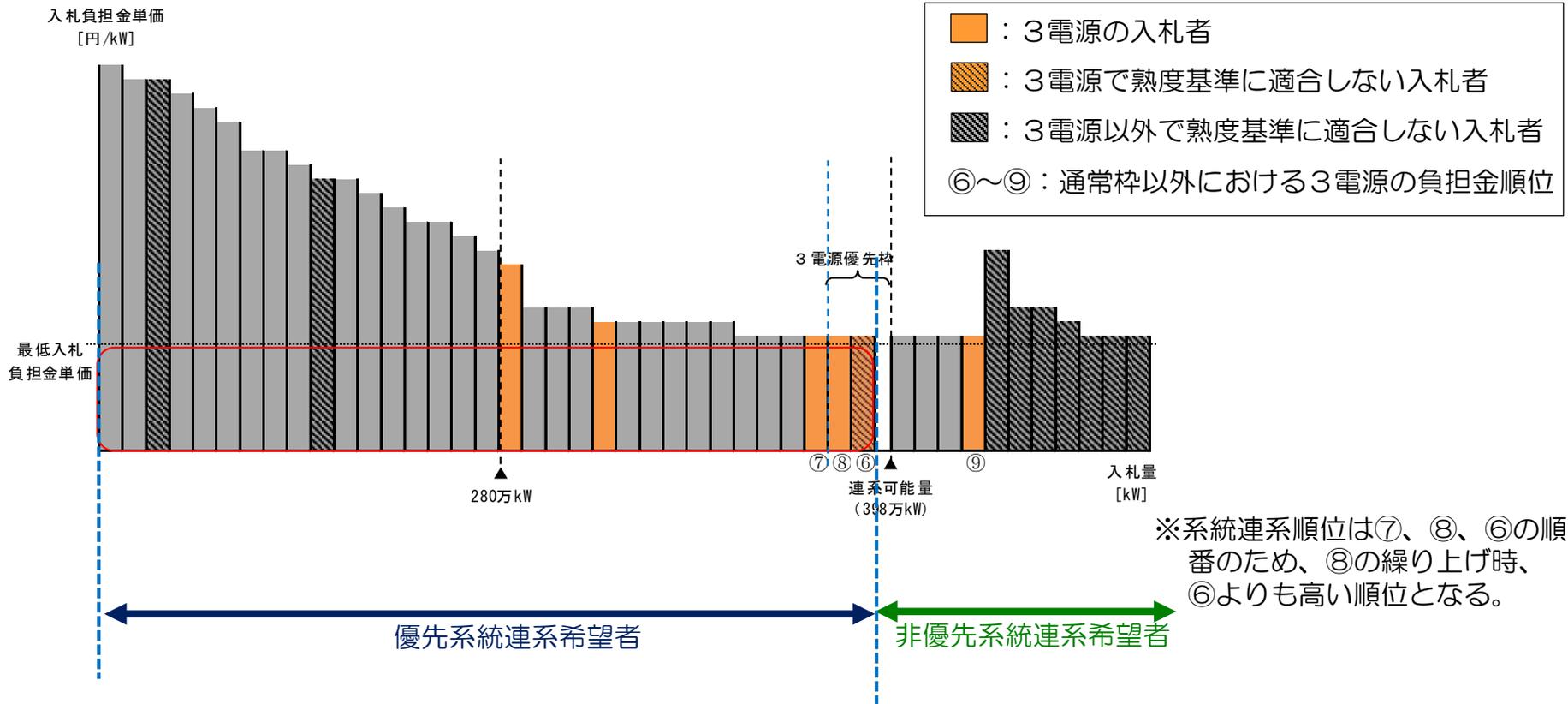
[参考] 例えば下図のケースで3電源優先枠 (①、②) が辞退した場合、次点の3電源 (⑧、⑨) を非優先から優先系統連系希望者に繰り上げ。辞退・繰り上げに伴い連系可能量が減少すると仮定。3電源優先枠の残容量に対して3電源の非優先系統連系希望者⑨の電源容量が超過する場合、⑨は繰り上げず、減少した連系可能量との差分は3電源優先枠の空容量とする。



<留意事項>

- 3電源優先枠への3電源の繰り上げによって連系可能量が減少し、他の優先系統連系希望者が非優先系統連系希望者となる場合は、当該3電源 (3電源の負担金順位に基づき選定) は繰り上げず、更なる辞退が生じる場合にその空容量を含め検討する。

[参考] 具体的には、3電源の繰り上げに伴い連系可能量が減少(400万kW⇒398万kW)。⑧の3電源は繰り上げ可能だが、⑨の3電源は繰り上げできない。この場合、3電源優先枠の容量が減少するため、これ以降の3電源優先枠以外の辞退や連系可能量の変動を踏まえて空容量が生じる場合は、これを活用して3電源優先枠の容量を、決定時点の枠の容量を超えない範囲で戻すこととする。



<留意事項>

- 3電源の非優先系統連系希望者がいない状態で3電源優先枠に空容量ができた場合、連系量拡大の観点から、その時点で、当該優先枠の空容量は3電源優先枠以外の枠として活用する。

○ 基本的な進め方

項目	基本的な進め方
・ 前提条件	・ 入札締切時に、熟度基準に適合することを証明する資料を提出いただく。
I 開札後の優先系統連系希望者の決定	<p>(1) 接続検討(第2段階)の回答で示した連系可能量350万kWの一般負担単価を適用し、入札者を並び替え。280万kW以下の入札者を通常枠の優先(仮)とする。</p> <p>(2) 280万kWを超えた当該電源から熟度基準を適用(全ての電源種別に適用)。熟度基準に適合しない電源は、入札負担金単価の順番で最後尾に整理。 なお、3電源については、熟度基準適用前の入札負担金単価の順位(「3電源の負担金順位」という。)を個別管理(3電源優先枠に活用)。</p> <p>(3) この時点の系統連系順位(仮)によって、連系可能量(仮)を算定し(350万kW程度～450万kW程度)、一般負担単価を見直しのうえ適用。</p> <p>(4) 連系可能量の空容量に3電源の負担金順位で繰り上げ9万kW以上が連系可能であれば優先選定。空容量に3電源がおさまらない場合、連系可能量の最後尾から順番に3電源以外を非優先とし、非優先の3電源の負担金順位で繰り上げ、9万kW以上連系可能となった時点で優先選定。最終的な連系可能量を算定し熟度基準枠で調整。</p> <p>(5) この時点で開札後の優先決定(系統連系順位決定)。以降、系統連系順位は変更しない。</p>
II 優先系統連系希望者の辞退	(6) 優先決定後に辞退者が生じた場合、非優先の系統連系順位の最上位を優先に繰り上げ。ただし、3電源優先枠の辞退者が生じた場合は、系統連系順位ではなく3電源の負担金順位で繰り上げ。繰り上げた電源は優先の最後尾となるが当該電源間の系統連系順位も優先決定時から変更しない。(辞退・繰り上げ時に、連系可能量や入札対象工事費の見直しがある場合、系統連系順位決定後であり一般負担単価の見直しは行うが、系統連系順位は変更しない。)

↑
3か月程度
↓

- 熟度基準への適合要件を証明するために必要となる書面は下表のとおりです。
- ただし、新規に設備を設置するための土地を必要とせず、既設設備更新に伴う設備効率向上により、出力を増加させる案件については、熟度基準に適合するものとみなし、熟度基準への適合を証明する書面は不要です※1。

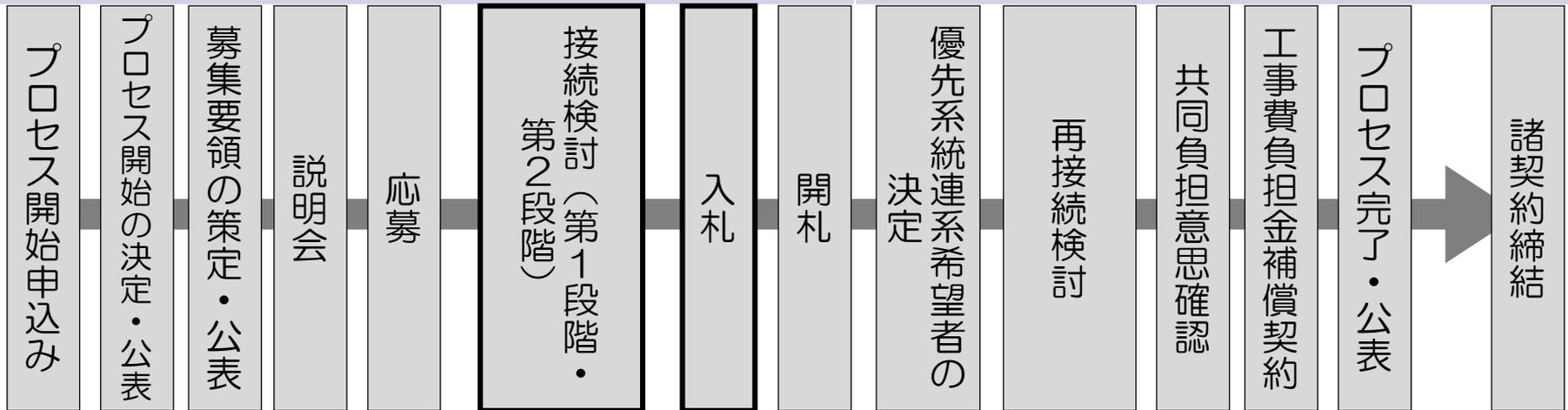
※1 増出力であっても、新規の設備を設置するための土地を必要とする案件の場合は、新設の案件と同様に土地確保済みを証明する書面を提出する必要があります。接続検討申込書から明らかに新規の設備を設置するための土地を必要とする案件であると判明しているにもかかわらず、土地確保済みを証明する書面を提出されない場合は、熟度基準に適合しないものとみなす場合があります。また、必要に応じて、土地確保等が不要か否かの判断に必要な書類等を追加として提出していただく可能性があることについてもご了承ください。

適合要件	適合要件を証明する書面
旧FIT認定取得済み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省が発行する認定通知書「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）」の写し
環境アセスメント方法書届出済み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価法や地方公共団体が定める条例等に基づいて環境影響評価手続が必要となる設備については、環境影響評価方法書※2に関する手続を開始したことを証する書類※3 <p>※2 環境影響評価方法書の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手続を定める条例等によっては、「環境影響評価方法書」という名称ではないものもありますが、その場合は「環境影響評価方法書」に類する書類、すなわち、環境影響評価を行う方法について検討した内容を記載する書類に当たるもの <p>※3 証拠書類の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの ・ 方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報誌のコピー（方法書そのものでは手続を開始した証拠書類とはみなせません） ・ 方法書提出の受付機関の受領印が押印された書類の写し（法律・条例等に基づいて提出されたものであることが分かるものに限る）

適合要件	適合要件を証明する書面
土地確保 済み	<p>①設備の所在地に係る登記簿謄本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備所在地の取得を確認する書類として、設備の設置場所に係る全ての土地の登記簿謄本 ・提出日より3カ月前から当該提出日までの間に発行された原本とします。 ・屋根置き太陽光発電の場合は不要です。ただし、登記されない建物（カーポート等）に設置する場合は、土地の登記簿謄本とします。 <p>②土地の取得を証する書類等※4</p> <p>※4 登記簿謄本上の所有者が設備設置者本人でない又は設備設置者本人を含む複数人である場合は、添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の登記簿謄本に記載される権利者と申請者が異なる場合は、下記のいずれかの書類とします。 <ul style="list-style-type: none"> <設置場所を所有して売電事業を行う場合であって、登記が完了していない場合> <ol style="list-style-type: none"> ①売買契約書の写し ②双方の印鑑証明書【原本】 <設置場所において、賃貸、又は、地上権設定を受けて売電事業を行う場合であって、登記が完了していない場合> <ol style="list-style-type: none"> ①賃貸借契約書、又は、地上権設定契約書の写し ②双方の印鑑証明書【原本】 <提出時点で、設置場所の所有、又は賃貸・地上権設定を受けていない場合> <ol style="list-style-type: none"> ①権利者の証明書 ②双方の印鑑証明書【原本】 * 売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し、権利者の証明書については、実印の押印が必要です。ただし、賃貸借契約の場合であって、申請者が実印を保有していない場合には、本人確認書類（運転免許証や保険証のコピー等）を添付することで、申請者本人が行った契約行為と見なし、認め印で良いこととします。 * 設置場所が共有地の場合（共有者の1人が申請者の場合も含む）、上記の書類については、登記簿謄本に記載された共有者全員の書類が必要です。登記簿謄本に現在の共有者が全て明記されていない場合は、共有者全員の名簿も提出して下さい。また、その場合は共有者に権利が移っていることを証明する書類の提出も必要です。

11. 今後のスケジュール

	見直し後スケジュール(予定)
・ 入札の受付開始	平成30年7月23日
・ 入札の受付締切	平成30年8月29日
・ 第1次保証金の振込期限	平成30年8月30日
・ 開札	平成30年9月3日～9月5日
・ 優先系統連系希望者の決定 ・ 再接続検討の開始	平成30年11月30日
・ 再接続検討結果の回答	平成31年3月下旬頃
・ 再接続検討の結果を踏まえた共同負担意思の確認 ・ 第2次保証金の振込期限 ・ 工事費負担金補償契約の締結 ・ 本プロセスの完了 ・ 本プロセスの結果公表	平成31年4月上旬頃 ～5月下旬頃



現段階 入札の受付締切

○その他参考となるHPについて紹介いたします。

〔広域機関HP〕

- 電源接続案件募集プロセスについて
<https://www.occto.or.jp/access/process/index.html>
- 電源接続案件募集プロセス 実施中案件の更新情報
https://www.occto.or.jp/access/process/boshu_process_oshirase.html
- 広域機関ルール（業務規程・送配電等業務指針）
<https://www.occto.or.jp/article/index.html>
- 一般送配電事業者の送配電システム利用に関するルール(約款・システム利用ルール)リンク集
<https://www.occto.or.jp/access/link/souhaidenrule.html>

〔経済産業省資源エネルギー庁HP〕

- なっとく！再生可能エネルギー
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/
- 発電設備の設置に伴う電力システムの増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針
http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/h27hiyoufutangl.pdf
- 電気事業制度の関係法令・ガイドライン等
http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/
- 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
新エネルギー小委員会 システムワーキンググループ
http://www.meti.go.jp/committee/gizi_8/19.html#keitou_wg

○問合せ先をご案内いたします。

【広域機関お問合せフォーム】

電源接続案件募集プロセス用お問い合わせ

https://www.occto.or.jp/contact/ancken_boshu-form.html

【東北電力お問合せ先】

- 東北電力株式会社 送配電カンパニー ネットワークサービス部（電力受給G）
- メールアドレス： bosyu-p.df@tohoku-epco.co.jp 又は
boshu-p.df@tohoku-epco.co.jp

〔東北電力 募集プロセスのHP〕

電源接続案件募集プロセスの実施状況

<http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/03.htm>